

# 石狩市高齢者保健福祉計画

(平成30年度～令和5年度)

## 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

### 令和4年度(中間)進捗状況の確認

#### 目 次

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 高齢者保健福祉計画の施策の体系.....             | 1 ～ 2 P |
| 高齢者保健福祉計画の進捗状況の確認.....           | 3 ～14 P |
| 1. 介護予防の推進.....                  | 3 P     |
| 2. 総合事業の推進.....                  | 4 P     |
| 3. 生活支援体制整備事業の推進.....            | 5 P     |
| 4. 認知症高齢者への対策.....               | 6 P     |
| 5. 権利擁護の推進.....                  | 7 P     |
| 6. 在宅医療と介護連携の推進.....             | 8 P     |
| 7. 地域包括支援センターの機能拡充.....          | 9 P     |
| 8. 生活支援サービスの充実.....              | 10 P    |
| 9. 生きがいづくり・社会参加の促進.....          | 11 P    |
| 10. 介護サービスの充実.....               | 12 P    |
| 11. 多様な福祉人材の確保・育成.....           | 13 P    |
| 12. 住み続けるための暮らしの環境整備.....        | 14 P    |
| 被保険者数、要支援・要介護認定者数、サービス量等の確認..... | 15 P    |
| 計画の推進を図るために.....                 | 16 P    |

令和4年11月

石狩市保健福祉部 高齢者支援課・地域包括ケア課

## 高齢者保健福祉計画の施策の体系

注：下記の【主要施策】に●がついているものは、介護保険法第117条第2項第3号の施策（被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策）に関する事項。

### 【基本理念】

住み慣れたいしかりで健康で生き活きと  
安心して暮らせるまちづくり

### 【主要施策】

- 1. 介護予防の推進
- 2. 総合事業の推進
- 3. 生活支援体制整備事業の推進
- 4. 認知症高齢者への対策
5. 権利擁護の推進
- 6. 在宅医療と介護連携の推進
- 7. 地域包括支援センターの機能拡充
8. 生活支援サービスの充実
- 9. 生きがいづくり・社会参加の促進
- 10. 介護サービスの充実
11. 多様な福祉人材の確保・育成
12. 住み続けるための暮らしの環境整備

## 【具体的な施策】

- ① 介護予防に関する啓発情報提供の推進      ② 介護予防に資する集いの場の充実
- ③ 介護予防サポーターの養成

- ① 訪問型・通所型サービスの促進      ② 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

- ① 生活支援コーディネーターの配置      ② 協議体の設置
- ③ 介護予防活動等情報の集約、発信

- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 認知症の人の介護者への支援
- ④ 認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進

- ① 成年後見制度の理解促進と適切な運用、市民後見人養成の継続
- ② 高齢者虐待の予防と早期発見及び早期対応、養護者支援
- ③ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携

- ① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

- ① 多様な総合相談を受け地域ぐるみで支援する体制の強化
- ② 自立支援に資するケアマネジメントの推進

- ① 在宅生活を支える福祉サービスの提供

- ① 高齢者の生きがい対策の推進      ② 社会参加の促進
- ③ 子ども世代や障がい者等との交流促進      ④ 住民グループ支援事業の実施

- ① 介護保険サービス量の確保と質の向上      ② 介護給付適正化の促進
- ③ 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の促進      ④ 事業継続への支援

- ① 介護支援専門員や介護福祉関係職種の確保と資質の向上
- ② 福祉人材拡充のための養成研修等の開催
- ③ 基準緩和サービス従事者の養成      ④ 介護の仕事の魅力向上

- ① 高齢者にやさしい住環境の充実      ② 除雪サービスの充実
- ③ 買い物支援の促進・高齢者の交通対策
- ④ 地域見守りネットワーク事業の促進

## 高齢者保健福祉計画の進捗状況の確認

### 1. 介護予防の推進

介護が必要となる原因のうち、認知症や脳血管疾患などは生活習慣病の予防が重要とされています。一方で、高齢による衰弱や骨折・転倒、関節疾患など筋力・体力の低下により介護が必要となるものも多く存在することは、高齢期において、健康づくりに加えて介護予防が必要であることを示しています。

生き生きと健康に生活できる期間をできるだけ延ばすために、「心身機能」のみならず、「活動」や「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけ、介護予防を推進します。

- ① 介護予防に関する啓発情報提供の推進      ② 介護予防に資する集いの充実  
③ 介護予防サポーターの養成

#### 目標値

| No. | 目標値                 | 基準値（2017/H29） | 基準値（2020/R2） | 2021/R3（実績） | 2022/R4（中間） |
|-----|---------------------|---------------|--------------|-------------|-------------|
| 1 ② | 介護予防事業延参加者数：11,000人 | 9,990         | 3,968        | 2,809       | 中間時点未集計     |
|     | 住民主体の通いの場：30ヶ所      | 19            | 23           | 18          | 20          |
| 1 ③ | 介護予防サポーター登録者数：136人  | 88            | 107          | 107         | 107         |

#### 自己評価 3 普通（①3 ②3 ③3）

- ・5段階評価（悪い-まあ悪い-普通-まあ良い-良い）を具体的な施策毎に行い、その平均を主要施策の評価とする。以下の自己評価も同様とします。

#### 取組状況と課題への対応等

- ・介護予防事業は、コロナ禍においては、フレイル予防や介護予防事業の継続を念頭に各包括、生活支援コーディネーター、介護予防サポーターなどの関係者が継続的に活動を行ってきました。上半期では、浜益区では屋外での体操の実施、花川中央包括等による介護予防教室「はなちゅうフィットネス」の実施などがありました。

各事業で感染対策をしながら行われていますが、コロナ禍の影響をあまり受けず、オンライン手法も活用しないで行われ、全体的にはコロナ禍の前の状態に戻っているものと思われます。引き続き、住民のニーズに合った手法で介護予防事業を実施するとともに関係者が連動し周知啓発に努めます。

- ・令和2年度から生活支援コーディネーターが高齢者ふれあいサロン事業全体を把握し申請までサポートすることで、サロン全体のコーディネートやサロンの維持・増加に寄与できるような仕組みとしています。

上半期においてはサロンを実施している団体は前年度末より2団体増えました。引き続き、維持・増加への取り組みを介護予防サポーターの周知とともにを行い、また、地域包括支援センターと連携することでサロンの意義の一つである互助的な要素を高め、地域の実情に合わせ、サロンの新設あるいは既存のサロン運営の一助となるようアプローチしていきます。

## 2. 総合事業の推進

平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、制度の定着を図るとともに、地域の実情やニーズに合わせて対象者の弾力的な運用や各サービスの整備を進めます。

### ① 訪問型・通所型サービスの促進 ② 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

#### 目標値

| No. | 目標値                     | 基準値（2017/H29） | 基準値（2020/R2） | 2021/R3（実績） | 2022/R4（中間） |
|-----|-------------------------|---------------|--------------|-------------|-------------|
| 2 ② | 地域ケア会議：延12人             | 8             | 4            | 8           | 4           |
|     | 通いの場（リハ職の参加した通いの場）：30ヶ所 | 0             | 0            | 0           | 0           |

#### 自己評価 3 普通（①3 ②3）

#### 取組状況と課題への対応等

- 総合事業において基準緩和型サービスを創設していますが、利用者が選択しない状況が見受けられます。令和2年度より1回あたりの自己負担額を250円から200円とし、また、引き続き、身体介護を伴わない生活支援中心の訪問型サービスについては地域包括支援センターに、この基準緩和型サービスの利用促進の協力依頼を行っています。

どうしたら利用増を見込めるか、地域包括支援センターにヒアリングをした結果、基準緩和型サービスの委託型の事業者が業務を受けられる時間帯や場所が限定的であり依頼しづらい実情があることがわかりました。当面は、事業者の利用が進まない要因を伝え意見交換の場を持つなどして、利用につながる工夫をして行きます。

基準緩和型サービスの理解と利用が促進されることにより、所定の資格や研修修了者である専門的な介護人材がより高度な業務ができる環境となり、介護人材確保の側面もあることから、引き続き制度の周知と利用促進に取り組みます。

- 自立支援や地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議や住民主体の通いの場等の事業にリハビリテーション専門職の参画を図っています。

上半期では、自立支援型地域ケア会議を2回実施しリハビリテーション専門職が参加しました。今後、通いの場においても、リハビリテーション専門職の参画による自立支援や介護予防の取組の機能強化を図ります。

### 3. 生活支援体制整備事業の推進

地域住民、社会福祉協議会、事業所など多様な主体と連携を図り、高齢者等の生活支援や介護予防活動等を充実し、互いに助け合い、支え合うことのできる生活支援体制の整備を進めます。

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ① 生活支援コーディネーターの配置 | ② 協議体の設置 |
| ③ 介護予防活動等情報の集約、発信 |          |

#### 目標値

| No. | 目標値                 | 基準値 (2017/H29) | 基準値 (2020/R2) | 2021/R3 (実績) | 2022/R4 (中間) |
|-----|---------------------|----------------|---------------|--------------|--------------|
| 3 ① | 通いの場マップ掲載箇所：180 ヶ所  | 96             | 151           | 146          | 146          |
| 3 ② | 第1層協議体：1 ヶ所         | 1              | 1             | 1            | 1            |
|     | 第2層協議体：4 ヶ所         | 0              | 1             | 1            | 1            |
| 3 ③ | 拠点1 ヶ所整備 (ICT活用を含む) | 0              | 0             | 0            | 0            |

**自己評価** 3 普通 (①3 ②2 ③4)

#### 取組状況と課題への対応等

- 生活支援コーディネーターの配置（平成29年度より5名配置。）により、生活支援や介護予防に資する社会資源情報及び社会参加に資する各種情報等の情報収集を行うとともに、その情報を地域資源のマップを提供しています。

地域資源の掘り起こし等は一定程度進んでおり、通いの場の再開支援の継続、有償ボランティアによる通いの場への送迎事業などを実施し、通いの場の継続再開に比重を置いた活動を行いました。また、コロナ禍の健康づくりと介護相談窓口を知ることとを目的とし市内13か所の介護の相談窓口のスタンプラリー実施「石狩健康御朱印帳事業」を実施しました。

引き続き、生活支援コーディネーターはこれまで培われた繋がりが途切れないように活動を行うとともに、様々な地域資源の情報を整理し、情報提供やマッチング等を一元的に提供する拠点の整備を令和5年度に行えるように取り組みます。

- 高齢者を地域で支えるための定期的な話し合いの場としては、市全体の第1層協議体及び日常生活圏域（現在は、石狩、厚田、浜益の3地域。）の第2層協議体により構成する想定です。第1層協議体は既に平成29年9月に設置され、今年度は書面開催となりました。第2層協議体は浜益区に平成30年5月に設置しています。他の地区においては実りの有る協議体となるよう、引き続き、各地域の動向を把握し、関連団体と協議検討を行い、仕組みづくりから検討を行います。

#### 4. 認知症高齢者への対策

認知症は、在宅生活が困難化する大きな要因ともなっており、要介護認定申請理由の最多を占めています。認知症になっても、可能な限り自宅または自宅に近い環境で生活できるよう、認知症の進行に応じた支援体制を強化するなど、認知症施策推進大綱を踏まえた共生と予防の推進を図ります。

- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 認知症の人の介護者への支援
- ④ 認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進

#### 目標値

| No. | 目標値                                                                      | 基準値（2017/H29） | 基準値（2020/R2） | 2021/R3（実績） | 2022/R4（中間） |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------|-------------|-------------|
| 4 ① | 認知症サポーター養成講座受講者数：累計5,000人                                                | 3,463         | 4,189        | 4,232       | 4,387       |
|     | 認知症カフェ数：増加（箇所数）                                                          | 2             | 3            | 4           | 4           |
| 4 ④ | 認知症に関する調査：3年に1回（回数）                                                      | 0             | 0            | 0           | 0           |
|     | 認知症ケア・施策に関する質的变化アンケート：改善（「認知症の人の居場所や社会参加の場所が増えた」で「そう思う」及び「どちらかといえば思う」の％） | 74            | 19           | 23          | —           |
|     | 徘徊見守りSOSネットワークサポート機関数：増加                                                 | 73            | 83           | 140         | 155         |

**自己評価** 4 まあ良い（①4 ②4 ③4 ④4）

#### 取組状況と課題への対応等

- 市が認証する認知症カフェ“みなカフェ”（4カ所）は上半期に16回開催されました。下半期には、これまで実施できていなかった浜益区厚田区において、初めて、出張型の認知症カフェと注文をまちがえるレストラン事業の合同開催を行いました。  
認知症サポーター養成講座は上半期に13回実施しました。認知症サポーター養成講座の申込も増加しており、また、チームオレンジの活動の場は広がってきており、その広がりに応じてステップアップ講座の開催頻度も検討して行きます。
- 介護者への支援・相談の場となっているカフェ等が実施でき、介護者も多数参加し、参加者同士の情報交換や交流、家族から専門職への相談の場となりました。参加者は養護者の妻娘が多く、カフェの中では家族会に繋がる要素はありますが、男性介護者への支援の要素は薄い傾向がみられます。認知症の方がいる家庭の横のつながりを図る家族会については、望む声が聞かれない時期もありましたが、包括や認知症地域支援推進員の活動を通してニーズが掘り起こされており、10月には「家族を対象とした集い」を実施し、引き続き、機運に合わせ柔軟に行います。男性介護者への支援は、まず、カフェ等を通じ人と人とのつながりを醸成し、個別支援と並行し、不適切介護にならないよう周知、理解促進に努めます。
- 認知症の人や家族のニーズ調査は、現在ヒアリングの手法で実施中であり、地域での困り事など本人の生の声を聴き、様々な取組に繋げて行きます。
- 徘徊見守りSOSネットワークについては、戸別訪問での呼びかけや認知症サポーター養成講座を行った際に周知を行い、増加となりました。引き続き、認知症の人が暮らしやすい地域づくりのため、認知症の人や介護者、男性や女性など様々な目線から参加しやすい仕組みづくりを行い、交流、理解の促進を図り、また、徘徊見守りSOSネットワークの周知等のほか、チームオレンジの活動を広げ介護者や家族の支援等に向けた体制等の充実を図ります。
- 認知症初期集中支援チームの活動実績は上半期で1件ありました。

## 5. 権利擁護の推進

高齢者が認知症などの理由で判断能力が不十分になることがあります。それに伴い金銭管理や契約行為に支障が出たり、消費者被害や高齢者虐待などの権利侵害を受けることのないよう、必要な支援体制の整備と関係機関との連携を行います。

- ① 成年後見制度の理解促進と適切な運用、市民後見人養成の継続
- ② 高齢者虐待の予防と早期発見及び早期対応、養護者支援
- ③ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携

### 目標値

| No. | 目標値             | 基準値（2017/H29） | 基準値（2020/R2） | 2021/R3（実績） | 2022/R4（中間） |
|-----|-----------------|---------------|--------------|-------------|-------------|
| 5 ① | 市民後見人養成講座：3年に1回 | 1             | 0            | 1           | 0           |
|     | 権利擁護連携会議：年3回    | 2             | 1            | 1           | 1           |
| 5 ② | 研修会等の開催：3年に1回   |               | 0            | 0           | 0           |

### 自己評価 3.7 普通～まあ良い（①4 ②4 ③3）

### 取組状況と課題への対応等

- 成年後見制度が必要な高齢者が増える中、市民後見人（法人受任、個人受任がある。）のなり手不足が社会的な課題となっており、後見に係る相談数の増加等への対応を図るため、石狩市成年後見センターの持つ受任調整機能、後見人支援機能等の機能を拡充し、令和4年度より中核機関を設置し地域連携ネットワーク体制を構築しました。

中核機関は、事務局機能と地域連携ネットワークのコーディネートを担います。また、権利擁護連携会議は、中核機関設置後は地域連携ネットワークの主たる部分となります。権利擁護連携会議は1回開催され、保証人問題に関する意見交換等が行われました。今後、権利擁護連携会議を含む連携や情報共有によりスキルアップを図り、中核機関としての機能をさらに強化し、支援の充実を図ります。

成年後見制度の理解促進のための周知はYouTube配信や市広報等で引き続き行います。

- 平成30年度末に実施した事業所向けの高齢者虐待実態把握調査の分析を踏まえ、事業所に理解を深めてもらい早期発見、対応につながるよう、令和3年度に、虐待の定義や事業所と市の対応の流れが理解できる内容のDVDを作成し、そのアンケートを行いました。また、民生委員へのちらし配布など行いました。

なお、目標値の研修会等の開催に係り、養護者向けの研修会等の開催はできていませんが、地域包括支援センターが、問題を抱える家庭等のサポート等を行う各相談機関との情報提供や共有を行いスキルアップを図りながら、個別支援を中心に取り組み、引き続き、養護者への効果的な支援方策の検討を進めます。

## 6. 在宅医療と介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、様々な局面において、医療・介護関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を目指します。

### ① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

#### 目標値

| No. | 目標値        | 基準値 (2017/H29) | 基準値 (2020/R2) | 2021/R3 (実績) | 2022/R4 (中間) |
|-----|------------|----------------|---------------|--------------|--------------|
| 6 ① | 研修等の実施：年6回 |                | 0             | 16           | 4            |

#### 自己評価 2 まあ悪い (①2)

#### 取組状況と課題への対応等

- ・医療側とケアマネジャーの連携が図られ、何らかの困り感がある方が総合相談につながり、必要な介護等のサービスにつながるよう、引き続き、地域包括支援センターの周知を行いました。
- ・地域ケア会議において実務レベルで顔の見える連携強化を進めています。

上半期は、訪問看護・介護への円滑な引継ぎを目的に、認知症の夫婦の一方の方が入院している状況から退院し、在宅へ戻る際の事例などを議題に、医療系専門職が参加する地域ケア会議を4回実施しました。引き続き、医療系専門職とケアマネジャーなどの福祉職の実務レベルでの連携が進むよう取り進めます。

## 7. 地域包括支援センターの機能拡充

介護や認知症など高齢者の相談窓口・地域包括ケア推進の拠点である地域包括支援センターの機能を拡充し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい自立した生活を継続できるよう、地域住民も含めた多職種と協働で支援体制の充実を図ります。

- ① 多様な総合相談を受け地域ぐるみで支援する体制の強化
- ② 自立支援に資するケアマネジメントの推進

### 目標値

| No. | 目標値                        | 基準値（2017/H29） | 基準値（2020/R2） | 2021/R3（実績） | 2022/R4（中間） |
|-----|----------------------------|---------------|--------------|-------------|-------------|
| 7 ① | 地域包括支援センターを知っている人の割合：上昇（％） |               | 48.6         | －           | －           |

**自己評価** 4 まあ良い（①4 ②4）

### 取組状況と課題への対応等

- 令和3年4月に花川中央地域包括支援センターが新たに設置され、合計5カ所の各包括の持つケアプランの量が概ね適正となり、個人・地域の課題解決に向けた地域ケア会議の積極的開催、地域団体や多職種連携の場の増加につながっています。

総合相談の件数は右肩上がりですが、石狩圏域の委託3包括はより良い動きができるようになってきており、花川中央包括等による介護予防教室「はなちゅうフィットネス」を実施するなど、地域に根ざした活動ができるようになっていきます。

引き続き、総合相談や生活支援コーディネーターと連携して地域の通いの場に出向くことなどを通して地域のニーズを把握し、困りごとを抱える前の予防的な地域支援につながるよう取り組みます。

- 目標値の「地域包括支援センターを知っている人の割合」は、次期計画策定に向けた「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によるものであり、調査は下半期に予定しています。地域包括支援センターの周知は、「便り」を定期的に発行し、認知症地域支援推進員の活動と合わせ周知を図るなど、引き続き取り組みます。
- 自立支援型地域ケア会議の参集範囲は、充実したものとなっていると認識しています。上半期は2回実施し、医療職（看護師、リハビリテーション職）、歯科医師、薬剤師、管理栄養士など専門分野の助言をもらい、自立、重度化防止につながるケアマネジメントの資質向上を図りました。
- 地域課題の共有による体制の充実強化に向けて、地域ケア会議（個別ケース検討会）を19回実施し、地域における介護予防の取組再開支援などをテーマに地域ケア会議（地域課題検討会）を2回実施しました。保証人等の問題、交通問題、ごみ問題など単年度では解消しない課題に対して継続して取り組み、下半期では地域ケア会議（地域課題検討会）で実現可能なものに取り組み、成功例を重ね、地域に還元できるように取り組みます。

また、自立、重度化防止につながるケアマネジメントの資質向上に取り組めるよう、各包括の総合相談の動向の分析やケアプラン確認ができるよう包括システムの改修を検討しています。

引き続きこれらの取組を継続し地域包括支援センター機能の充実を図り、効果的な支援が行えるよう取り組みます。

## 8. 生活支援サービスの充実

高齢者が安心して在宅生活が送れるよう福祉サービスの提供に努めるとともに、サービスを必要とする方が利用できるよう普及・促進にむけた情報提供を関係機関とともに取り組みます。

### ① 在宅生活を支える福祉サービスの提供

#### 目標値

| No. | 目標値                  | 基準値 (2017/H29) | 基準値 (2020/R2) | 2021/R3 (実績) | 2022/R4 (中間) |
|-----|----------------------|----------------|---------------|--------------|--------------|
| 8 ① | 緊急通報システムの利用者：累計100世帯 |                | 75            | 72           | 76           |

#### 自己評価 3 普通 (①3)

#### 取組状況と課題への対応等

- ・高齢者の在宅生活を支える事業（寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス、寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービス、寝たきり高齢者等理容サービス、寝たきり高齢者等外出支援サービス、配食サービス、見つけて君サービス、緊急通報サービス）を実施しています。引き続き、介護認定時のパンフレット配布により、ケアマネージャーや利用者への周知のほか、保健福祉ガイドブックや広報等で周知を図ります。これまで実施していた「訪問サービス事業」（ヤクルト）は、委託業者の人材不足などの理由により令和4年9月30日をもって事業終了となったことから、利用者への案内文に「おひとり暮らし等安心登録サービス事業」等のチラシを同封し周知を行いました。
- ・おひとり暮らし等安心登録サービス事業は、元気な内に緊急時の連絡先を確保し安心して在宅生活や終活を行えるようにする事業です。周知は多様に行っていますが、各媒体の周知の時期をずらすことで周知直後に相談が増加し登録に至る場合が多いことから、今後は、終活事業者と協力し周知を図るなど、引き続き周知に努めます。また、緊急通報システムについても、引き続き、おひとり暮らし等安心登録サービス事業と合わせ周知を行います。
- ・寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービスは令和3年度より市町村特別給付で実施しています。引き続き、サービスを必要とする人に適切なサービスが行われるよう取り組むとともに、高齢者向けサービス全般的について定期的に検証できるよう取り組みます。

## 9. 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が地域や社会を構成する一員として生きがいづくり、社会貢献できる場を提供することで、高齢者の日常生活を地域で支える体制の充実・強化を高齢者の社会参加の推進と一体的に図り、関係機関と連携し取り組みます。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ① 高齢者の生きがい対策の推進     | ② 社会参加の促進       |
| ③ 子ども世代や障がい者等との交流促進 | ④ 住民グループ支援事業の実施 |

### 目標値

| No. | 目標値                            | 基準値 (2017/H29) | 基準値 (2020/R2) | 2021/R3 (実績) | 2022/R4 (中間) |
|-----|--------------------------------|----------------|---------------|--------------|--------------|
| 9 ② | 高齢者障がい者合同スポーツ大会の参加者：増加         | 458            | 0 (中止)        | 0 (中止)       | 0 (中止)       |
| 9 ④ | (1②内住民主体の通いの場(ふれあいサロン)の実施に同じ。) | (1②に同じ。)       |               |              |              |

### 自己評価 2.5 まあ悪い～普通 (①3 ②2 ③2 ④3)

#### 取組状況と課題への対応等

- ・高齢者が参加する場合は、地域の自主的な高齢者ふれあいサロン以外にも、文化的なものも含めて官民それぞれが多様に提供していますが、コロナ禍により、多くの場が失われたり縮小せざるを得ない状況でした。高齢者障がい者合同スポーツ大会は令和4年度も中止し、3年連続中止となりました。
- ・このような中、高齢者ふれあいサロンは感染対策を徹底し行われ、敬老会は令和4年度においても記念品を配布する手法で実施しています。
- ・令和2年度から生活支援コーディネーターが高齢者ふれあいサロン事業全体を把握し申請までサポートすることで、サロン全体のコーディネートやサロンの維持・増加に寄与できるような仕組みとしています。

上半期においてはサロンを実施している団体は前年度末より2団体増えました。引き続き、維持・増加への取り組みを介護予防サポーターの周知とともにを行い、また、地域包括支援センターと連携することでサロンの意義の一つである互助的な要素を高め、地域の実情に合わせ、サロンの新設あるいは既存のサロン運営の一助となるようアプローチしていきます。(参照：主要施策1②。)

## 10. 介護サービスの充実

高齢者が自立した生活を送るため、在宅から施設介護までを切れ間無くサポートできるよう、適切なサービス量の確保を図ります。また、各事業所のサービスの質の維持・向上に向け介護相談員（介護サービス相談員）による施設等への訪問や介護給付費適正化の促進、災害時等への取り組み支援に努めます。

- ① 介護保険サービス量の確保と質の向上      ② 介護給付適正化の促進  
③ 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の促進  
④ 事業継続への支援

### 目標値

| No.  | 目標値                  | 基準値（2017/H29） | 基準値（2020/R2） | 2021/R3（実績） | 2022/R4（中間） |
|------|----------------------|---------------|--------------|-------------|-------------|
| 10 ③ | 講座開催回数：増加            | 10            | 2            | 2           | 2           |
| 10 ④ | 事業継続計画を策定している事業所数：増加 |               | 9            | 13          | —           |

### 自己評価 4.3 まあ良い～良い（①3 ②4 ③3 ④3）

#### 取組状況と課題への対応等

- 今年度は、石狩市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の中間年度となりますが、介護人材不足を主な要因として、グループホーム事業や過疎地での訪問介護事業の撤退などの動きがみられます。令和4年度では過疎地の訪問介護事業者への交付金を制度化しましたが、引き続き、事業者と検討を重ね、適切な介護サービス等が確保できるよう取り組みます。
- 介護相談員による介護相談は、相談員4名体制となるよう整備しました。オンライン相談は継続しつつ、状況を注視し事業所の負担が少なくなるよう配慮し寄り添った形で、引き続き実施します。
- 介護給付の適正化については事業所のケアプラン作成段階から適正に進められることが重要なことから、事業所から相談があった時点で確認し、その後もフォローを行うなどの取組を進めています。特に短期入所利用、同居人のいる訪問介護、軽度者福祉用具貸与の確認が大きなポイントと認識しており、ケアマネージャーが適正なプランが作成できるよう、見落としがちな点へのフォローや照会のあった事例や過誤事例についての周知を行い、北海道第5期介護給付費適正化計画及び本市計画に沿い、引き続き取り組みます。
- 介護保険制度等に関する情報提供については、介護予防、介護保険制度や高齢者向けサービス等について各種パンフレットや出前講座等で実施しております。まちづくり出前講座は市民から依頼により上半期は2回行いました。
- 事業所に業務継続計画の作成と研修が義務付けられ、完全義務化は令和6年度からとなっています。地域密着型事業所等に対し厚生労働省の計画作成支援資料を事業所に周知及び調査を行っており、令和3年度末で合計13事業所が策定しています。計画が早期に作成され、災害時に対応できるよう、引き続き、定期的な周知や支援等を行います。

## 1 1. 多様な福祉人材の確保・育成

今後深刻化の恐れのある人材不足解消に向けた人材確保策の推進、業務効率化や介護の仕事に対するイメージ向上策など、高齢者を支える人材の確保・育成を関係団体との連携により進めます。

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| ① 介護支援専門員や介護福祉関係職種の確保と資質の向上 | ④ 介護の仕事の魅力向上 |
| ② 福祉人材拡充のための養成研修等の開催        |              |
| ③ 基準緩和サービス従事者の養成            |              |

### 目標値

| No.  | 目標値                                     | 基準値 (2017/H29) | 基準値 (2020/R2) | 2021/R3 (実績) | 2022/R4 (中間) |
|------|-----------------------------------------|----------------|---------------|--------------|--------------|
| 11 ③ | 訪問A従事者：20人/年（訪問型サービスA従事者研修後の従事者）        | 16             | 8             | 5            | 0            |
| 11 ④ | 講座開催回数の拡大（介護の仕事の魅力向上（人材確保）につながる講座等の開催数） | 0              | 1             | 0            | 4            |

**自己評価** 3 普通 (①3 ②4 ③3 ④2)

### 取組状況と課題への対応等

- ・ケアマネジメントの向上に資するよう、自立支援型地域ケア会議を2回実施しました。また、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所を訪問し、ケアマネのニーズを把握しました。下半期にはそのニーズに基づき、地域ケア会議や在宅医療をテーマに地域包括によるケアマネ向け研修を実施する予定です。
- ・国の補正予算により、介護職の収入を3%程度引き上げる措置（介護職員処遇改善支援補助金）が令和4年2月から9月まで行われ、引き続き、令和4年10月以降の制度はベースアップ等支援加算に移行しますが、市内の対象となる事業者は概ね当該補助及び加算を受けている状況です。
- ・過疎地域の介護保険サービス事業者に対し外国人介護技能実習促進にかかる補助事業を行っていますが、コロナ禍で新規の来日が予定通り進まず、新たな人材の来日はありませんでした。また、継続して厚田・浜益区の介護保険サービス事業者の人材確保にかかる補助事業も行っており、こちらは1件の雇用がありました。これらの人材確保にかかる施策は、国や北海道等の施策とも併せて市のホームページで周知を行っています。
- ・介護予防サポーター養成講座は実施しませんでした。認知症サポーター養成講座は13回実施し、そのうち石狩翔陽高校で4回実施しています。家事サポート従事者研修は10月に実施します。

家事サポート従事者研修の修了者は、石狩市の基準緩和型訪問サービスに従事できるものですが、デイサービスなど一部資格を必要としない介護業務にも従事できます。令和2年度より、研修時に、受講者へ事業所の求人情報配布や市内の事業所が講師を行う中で事業所のPRを行うなど、周知及びマッチングを行っています。

・コロナ禍により、介護の仕事の魅力向上などの周知啓発の場の多くが失われていますが、今後は、市内介護事業者等と連携しながら介護人材支援策の検討が行えるように取り組みます。

## 12. 住み続けるための暮らしの環境整備

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けるために必要な住まいや除雪、買い物を含めた移動支援などの環境整備に係る課題について、関係部局と連携して検討を図りながら進めます。

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ① 高齢者にやさしい住環境の充実    | ② 除雪サービスの充実 |
| ③ 買い物支援の促進・高齢者の交通対策 |             |
| ④ 地域見守りネットワーク事業の促進  |             |

### 目標値

| No.  | 目標値                      | 基準値 (2017/H29) | 基準値 (2020/R2) | 2021/R3 (実績) | 2022/R4 (中間) |
|------|--------------------------|----------------|---------------|--------------|--------------|
| 12 ④ | 参加団体数 (地域見守りネットワーク) : 増加 |                | 6             | 6            | 6            |

**自己評価** 2.75 まあ悪い～普通 (①3 ②3 ③3 ④2)

### 取組状況と課題への対応等

- ・間口等の除雪サービスは年々利用者が増加しています。市広報での募集などで作業員の確保に努めるとともに、実施事業者の適切な地区割を検討し、効率的な運営を図ります。町内会ふれあい雪かきは、令和2年の冬より1世帯当たりの活動費を増額し、除雪サービス従事者の確保を図っています。令和4年2月の大雪時は間口等の除雪サービスが出動できないケースも多くありました。引き続き、雪対策の関係部局等と連携を図って行きます。
- ・介護予防と買い物支援をひとつの事業とした買い物支援型介護予防サロン事業は、移動に伴う車内環境などを考慮し、上半期は実施しませんでした。
- ・令和3年度より、移動販売車での商品購入に福祉利用割引券を使用できるようになりましたが、令和2年度に利用可能とした沿岸バスの特急ましけ号は引き続き運休となっています。住環境等の整備や高齢者の交通対策等については、地域の実情を総合的に勘案し関係部局と連携し必要な検討を行います。
- ・地域見守りネットワークの参加団体数は増加していませんが、引き続き、協定締結団体の増加を図ります。

## 被保険者数、要支援・要介護認定者数、サービス量等の確認

石狩市の総人口と高齢化率

|        | 2010<br>(H22) | 2015<br>(H27) | 2019(R1)<br>推計値 | 2020<br>(R2) | 2021(R3)<br>推計値 | 2025(R7)<br>推計値 | 2040(R22)<br>推計値 |
|--------|---------------|---------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 総人口    | 59,449        | 57,436        | 55,541          | 56,869       | 54,481          | 52,139          | 41,384           |
| 高齢者数   | 13,761        | 17,229        | 18,964          | 19,402       | 19,437          | 19,589          | 18,895           |
| 前期高齢者数 | 7,362         | 9,756         | 10,277          | 8,958        | 9,535           | 7,880           | 7,078            |
| 後期高齢者数 | 6,399         | 7,756         | 8,387           | 10,444       | 9,902           | 11,709          | 11,817           |
| 高齢化率   | 23.14%        | 30.00%        | 34.14%          | 34.12%       | 35.68%          | 37.57%          | 45.65%           |

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：総務省「国勢調査」（10月1日現在）、推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（10月1日現在）より。

第1号被保険者数

|          | 2010<br>(H22) | 2015<br>(H27) | 2019<br>(R1) | 2020<br>(R2) | 2021<br>(R3) | 2025(R7)<br>推計値 | 2040(R22)<br>推計値 |
|----------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|------------------|
| 第1号被保険者数 | 13,958        | 17,794        | 19,468       | 19,679       | 19,721       | 19,771          | 19,112           |
| 前期高齢者数   | 7,430         | 10,653        | 10,534       | 10,552       | 10,161       | 7,956           | 7,384            |
| 後期高齢者数   | 6,528         | 7,417         | 8,930        | 9,127        | 9,560        | 11,815          | 11,728           |

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：厚生労働省「年報/月報」（各年度3月末現在）、推計値：第8期策定時における将来推計総括表シート5\_保険料推計より。

認定者数（第2号被保険者を含む）

|      | 2010<br>(H22) | 2015<br>(H27) | 2019<br>(R1) | 2020<br>(R2) | 2021<br>(R3) | 2025(R7)<br>推計値 | 2040(R22)<br>推計値 |
|------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|------------------|
| 認定者数 | 2,330         | 2,973         | 3,194        | 3,343        | 3,397        | 3,879           | 5,080            |
| 要支援1 | 187           | 515           | 570          | 638          | 652          | 706             | 827              |
| 要支援2 | 308           | 354           | 397          | 407          | 400          | 472             | 559              |
| 要介護1 | 578           | 770           | 816          | 839          | 851          | 955             | 1,214            |
| 要介護2 | 401           | 443           | 459          | 466          | 465          | 550             | 740              |
| 要介護3 | 287           | 300           | 307          | 352          | 370          | 415             | 587              |
| 要介護4 | 301           | 315           | 377          | 383          | 389          | 466             | 699              |
| 要介護5 | 268           | 276           | 268          | 258          | 270          | 315             | 454              |

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：厚生労働省「年報/月報」（各年度3月末現在）、推計値：第8期策定時における将来推計総括表シート1\_推計値サマリより。

## 数値等の分析

- 令和3年度末の数値は第8期計画の推計（計画P54）と比較し、第1号被保険者数、認定者数ともに増の傾向が見られます。

## 計画の推進を図るために

- 
- ① 庁内における連携の推進
  - ② 計画の進行管理
  - ③ 広報・PRの充実

**自己評価** 普通

### 取組状況と課題への対応等

- ・平成30年度よりPDCAを実施。
- ・広報・PRの充実については、特に高齢者にニーズのある施策について、高齢者でもわかりやすく内容を伝達できるよう、引き続き出前講座の活用などを進めます。